

確定申告

所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告をお忘れなく！

早めの準備で正しい申告

今年も所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告時期が近づいてきました。6、7ページの日程で、申告・相談の受け付けを行います。早めの準備をお願いすると共に、やむを得ない場合を除き、指定日時での申告をお願いします（土日は休みとなります）。

市県民税の申告

◎申告が必要な人

原則として、平成25年1月1日現在で南島原市に住所がある人は、次の(1)から(3)に該当する人を除き申告が必要です。国民健康保険加入世帯は、保険税減額判定のため、または所得証明書など公的証明書の発行のために申告が必要ですので、収入がない場合も、必ず申告を行ってください。

所得税・市県民税の申告

2月18日(月)から 3月15日(金)まで

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

- (1) 税務署へ確定申告をした人
- (2) 前年中の所得が給与だけの人で、勤務先から給与支払報告書が南島原市に提出されている人
- (3) 前年中の所得が公的年金だけの人で、年金支払者から公的年金等支払報告書が南島原市に提出されている人

所得税の確定申告

◎申告が必要な人

(1) 平成24年中の合計所得が、各種所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計を超える人
 (2) 給与の年収が2千万円を超える人
 (3) 土地や建物などを売った人
 (4) 1カ所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
 (5) 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計が20万円を超える人

所得税・市県民税の主な変更点

◎生命保険料控除の見直しが行われました

税制改正により、生命保険料控除が見直され、各保険料控除の合計適用限度額が、所得税12万円（住民税は従前のままの7万円）に変更されます。従前の「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の2種類に加えて「介護医療保険料控

島原税務署からのお知らせ

◎平成24年分の申告期限と納期限

○所得税・贈与税…3月15日(金)
 ○個人事業者の消費税および地方消費税…4月1日(月)
 島原税務署では、確定申告相談会場を2月4日(月)から開設します。
 ※土・日曜日および祝日は休みです。

【受付時間】午前9時～午後4時

※申告相談は、午後5時まで行っていますが、申告書の作成などに時間を要しますので、会場には午後4時までにお越しください。なお、所得税の還付申告は1月から提出することができます。

確定申告書を作成される人へ～国税庁ホームページ～

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます！

国税庁ホームページ

金額等を入力してね



自分で簡単に申告書が作成できる

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。

作成が終わったら…

印刷して郵送等で提出



書面提出

作成した申告書等のデータは、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

インターネットで送信



e-Tax

国税電子申告・納税システム電子送信するためには、公的個人認証付住基カード等が必要です。

市では、税務課または各支所を会場に、記載方法などの相談を行っています。確定申告でわからないことがありましたら、申告に必要な書類などを準備しておいてください。

※毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。
 早めに申告書の提出をお願いします。

税務課 ☎050(3381)5023

島原税務署 ☎0957(62)3281 (自動音声にてご案内します)

- 確定申告に関するお問い合わせは「0」
- 国税に関する一般的なご相談は「1」
- 税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」